

第2節

海外における日本人・日本企業への支援

【総論】

今日、海外には約111万人の日本人が居住し、海外へ渡航する日本人の数も年間1,590万人を超え、国際社会の様々な分野・地域で多くの日本人が活躍している。その一方で、日本人が海外で多種多様な危険に遭遇する機会も増加しており、日本人の生命・財産を適切に保護することは政府の重要な任務であるという考えの下、外務省では海外に滞在する日本人が安心して生活・旅行できるよう各種の支援・取組を行っている。

世界各地で発生するテロ・誘拐、事件・事故、新型インフルエンザ等の広域化する感染症、自然災害等に関する様々な情報を分析・提供することで、国民一人一人の危機管理意識を醸成するとともに、自ら安全対策を行うよう呼びかけており、これらの危険に日本人が巻き込まれた場合には、的確な支援が行えるよう支援体制の強化・整備を行っている。また、旅券（パスポート）、各種証明の発給、在外選挙の実施等基礎的な行政サービスの実施に加え、日本人学校・補習授業校への支援、医療・保健関係情報の提供を通じて、海外に暮らす日本人の生活基盤を支えている。

これら海外における日本人支援に加え、永年各国の政治・経済界等の発展に寄与し、日本と居住国との「架け橋」として両国の関係緊密化に貢献してきた日本人移住者・日系人

の存在も日本外交にとって重要な資産であるとの認識の下、外務省では今後も両者に対する支援を行うとともに、多方面で協力を続けていく考えである。

また、近年グローバル化が進展する中、日本企業や個人が経済活動を行う上で、海外市場での競争力を培い積極的に進出していくことは極めて重要になっており、日本企業が海外で活発な活動ができるよう支援することは、外務省の重要な課題の一つである。外務省では、日本企業が直面している諸問題について企業側からの意見を幅広く聴取しながら、日本企業からの問い合わせや要望に対応するとともに、諸外国との間で規制改革やビジネス環境改善に関する対話・協議を行い、相手国・地域に対して具体的な改善を求めている。

また、投資環境を整備し、海外に進出する日本企業や国民の経済的負担を軽減するために、租税条約、投資協定、社会保障協定の締結といった法的・制度的な基盤の整備、EPAの活用・運用改善も進めている。

さらに、「知的財産立国」を目指す日本として、二国間及び多国間協議の場で外国政府への働きかけを行うなど、日本企業の知的財産権保護の強化に取り組んでいる。

【各 論】

1. 海外における日本人への支援

(1) 海外における危険と日本人の安全

海外における日本人の活動分野が広がりを見せ、その活動地域も拡大していく中、日本人が遭遇する危険もまた多様化している。近年では、紛争や暴動による政情・治安の悪化、テロや誘拐のほか、地震や洪水など大規模化する自然災害等突発性の緊急事態及び、山・海あるいは交通機関での事故、麻薬犯罪や国際詐欺、文化や宗教等の違いから知らぬ間に現地の法令や慣習に反して犯罪や事件に巻き込まれてしまう事案等が多く発生した。また、4月に発生が確認された新型インフルエンザ(A/H1N1)は世界的に流行している。

外務省及び在外公館は、これら多様な脅威や危険を分析し、多くの日本人が海外で安心して生活・活動できるように、平素の心構えと安全対策の重要性を呼びかけつつ、邦人援護等の支援体制の強化を進めている。また、事前の予防及び発生後の的確な対応をより効果的に実施するため、諸外国や関係省庁、民間企業・団体との連携・協力の下、日本人の安全対策及び援護へのセーフティ・ネットワークの構築に努めている。

イ 2009年における海外の脅威の動向

2009年においては、海外におけるテロや誘拐の多発、感染症や自然災害の広域化が顕著

であった。

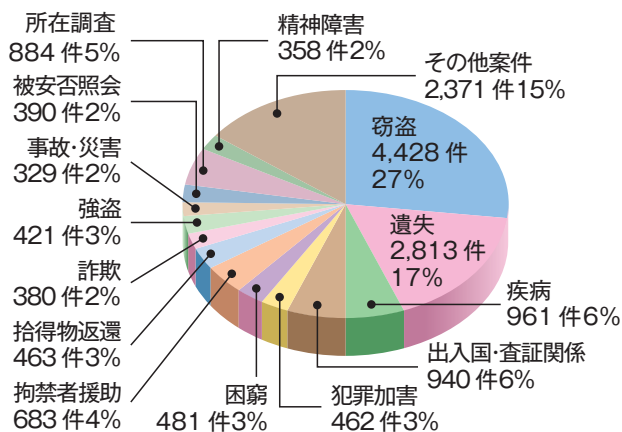
テロについては、中東、南西アジア及び東南アジアを中心に、治安当局やそのほかの政府の施設をねらった襲撃や、都市のホテル、宗教施設、市場等の人が集まる場所で一般市民を狙った無差別爆弾テロが引き続き発生した。誘拐については、9月にインドネシア・バリ島で日本人旅行者が誘拐・殺害された事件、11月にイエメン・サヌア州で日本人経済協力関係者が誘拐され約1週間後に解放された事件等が発生した。

また、ソマリア沖・アデン湾周辺海域では、引き続き海賊行為による船舶の被害が多発しており、4月には、アデン湾に隣接するイエメン沖の紅海南部で、日本人5人が乗り込むモーターヨットが銃撃を受けるなど、海上における脅威も継続している。

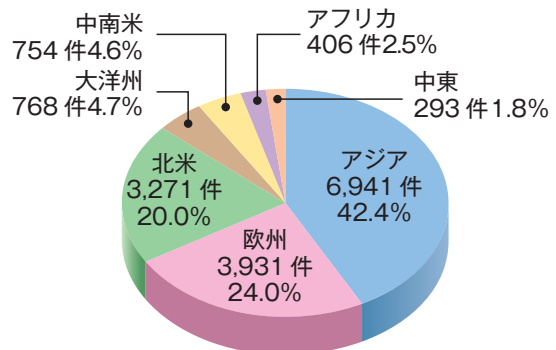
感染症については、マラリア、デング熱等の、蚊が媒介する感染症が各地で流行している。さらに4月24日（日本時間）、WHOが、メキシコ・米国においてインフルエンザ(A/H1N1)（新たな型のインフルエンザウイルス）のヒト感染を確認し、同28日、ヒトからヒトへの感染が見られる状態になったとして、新型インフルエンザのパンデミック（世界的流行）警戒フェーズを「フェーズ3」か

邦人援護件数の事件別・地域別内訳（2008年）

海外邦人援護件数の事件別内容



海外邦人援護件数の地域別内訳



ら「4」へ引き上げた。これを受けて、日本も「新型インフルエンザ」の発生を宣言、その後WHOは同30日に「フェーズ5」、6月12日に「フェーズ6」を宣言し、12月現在も新型インフルエンザ（A/H1N1）の世界的な大流行下にあるとしている。新型インフルエンザ（A/H1N1）の感染拡大による影響は、各国における医療事情や社会的要因によって様々である。

自然災害については、4月にラクイラ（イタリア）でマグニチュード5.8の地震が発生し大規模な被害が生じたほか、インド洋・太平洋地域を中心に大規模地震が年間を通して発生するとともに、10月のサモア沖地震のように、地震に伴う津波による被害も発生した。また、台風、ハリケーン等による集中豪雨及び洪水による被害も大きく、11月にはサウジアラビアでも洪水が発生した。このように2009年に発生した自然災害は近年の想定を超え発生地域及び被害規模の拡大が顕著であった。また、異常乾燥を原因とする広範囲かつ長期間に及ぶ山林火災、あるいは雪崩なども、日本人の多く訪れる観光地を含め世界各地で発生している。

政情不安による治安悪化に関連した主なものとしては、2008年以降発生しているタイにおける政変が2009年も継続し、多くの反政府行動が制圧され、4月には反政府勢力によるASEAN関連首脳会議場占拠事件が発生した。また6月のイランにおける大統領選挙結果に対する抗議デモのほか、7月には中国の新疆ウイグル自治区で車両の焼き討ちや武装警察隊との衝突に至る暴動があり、多数の死傷者が発生した。なお、こうした政治・民族問題等に起因した暴動や紛争は、タイ、フィジーなど日本人が多く訪れる国・地域でも発生しており、今後とも、グローバル化や世界同時不況等を背景に更に不安定化していくおそれがある。

麻薬密輸・取引等への関与や麻薬所持の容疑で、日本人が海外で逮捕・拘留される事案が増加している。4月には中国で、麻薬密輸により日本人が死刑判決を受け、2007年以降中国で麻薬密輸により死刑判決を受けた日本

人は計4名となったほか、10月にはマレーシアで多量の違法薬物を所持した容疑により、日本人が逮捕されるなどの事案が発生しており、違法薬物に係る注意喚起等日本人の海外旅行者等への啓発が急務となっている。また、高齢者の山岳・海難事故や旅行中の疾病などが多く報告されており、海外での病気や事故被害等、高額な医療費が求められる中、いまなお海外旅行保険に加入しない海外渡航者も多く、医療費等の支払いに困難をきたす場合もある。海外渡航の際には健康管理とともに海外旅行保険への加入が非常に重要である。

□ 海外における日本人の安全対策

海外に永住・長期滞在する日本人は、2008年に約111万人に達しており、今後とも日本人の国際社会での活躍がますます期待されている。

また、2008年においては、海外出国者数が前年比で約7.56%減少している中、日本の在外公館及び財団法人交流協会が取り扱った海外邦人総援護件数は1万6,364件、総援護人数は1万8,098人と対前年比で約2.5%増加している^(注1)。

このような状況の中で、海外における安全確保には、在外公館等の邦人援護体制の強化とともに、海外に渡航する者一人ひとりが危

携帯版外務省渡航情報

(<http://www.anzen.mofa.go.jp/i/>)



QRコード



(注1) 2008年海外邦人援護統計 (http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/spt2008.html) による。海外邦人援護統計は、日本の在外公館及び財団法人交流協会が、海外において事件・事故、犯罪被害、犯罪被害あるいは災害等何らかのトラブルに遭遇した日本人に対し行った援護の件数及び人数を年ごとにとりまとめたもので、1986年に集計を開始した。

機管理意識を持って、渡航・滞在先の危険の傾向と対策を把握して行動することが必要である。そのためには、より多くの国民に海外安全ホームページの有用性を理解してもらうことが重要である。

このため、外務省では、海外安全ホームページの携帯版サイトの機能を拡充し、日本から携行する携帯電話での国際ローミングによるデータ通信を利用して、海外からも携帯電話を通じて手軽に外務省渡航情報を参照できるようにするとともに、海外渡航中にいつでも緊急情報や最新の渡航情報及び渡航先の緊

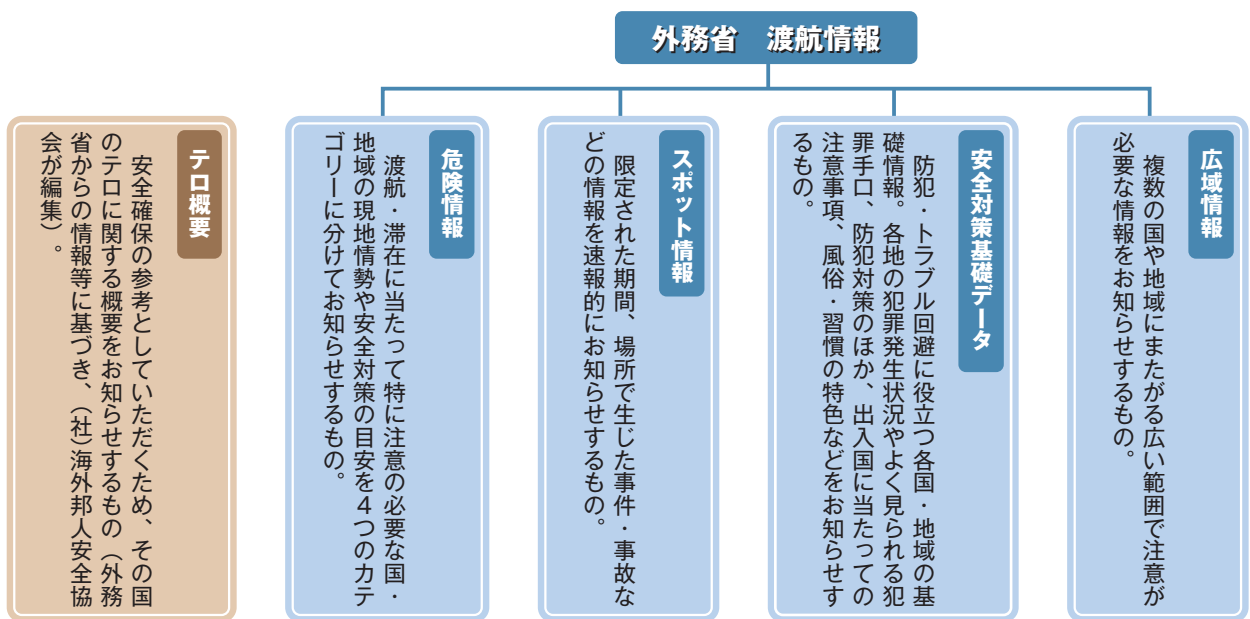
急連絡先を検索可能にし、海外安全ホームページの利便性を向上させている。

また、これまでと同様に外務省の領事サービスセンターにおいても、国民からの海外安全についての相談に直接応じているほか、海外での活動に応じてきめ細かに対応できるよう、総合的な安全対策を取りまとめた「海外安全虎の巻」やテロ、脅迫事件、誘拐など各種の想定される事案ごとに対策を記したパンフレットを作成している（これらは、外務省の海外安全ホームページからもダウンロード可能）。

海外安全ホームページ (http://www.anzen.mofa.go.jp/)



「渡航情報」の体系及び概要



(注)2003年6月に情報体系の見直しを行い、4つの情報を総称して「渡航情報」とすることとなった(従来は、「危険情報」及び「スポット情報」のみを総称して、「渡航情報」としていた)。

外務省では、こうした安全対策上の取組及び海外安全対策の必要性を集中的に啓発するために、毎年「海外安全・パスポート管理促進キャンペーン」を展開している。2009年度は、12月14日から2010年3月20日までをキャンペーン期間とし、幅広い世代を対象に、シンプルかつ目を引くポスター、楽しみながら

安全対策の知識が得られるキャンペーン特設ウェブサイト、旅行直前のチェックリストにもなりうる海外安全リーフレットなどを通じて、海外安全ホームページを活用した安全対策と海外において唯一の身分証明書となるパスポートの重要性を呼びかけている。

2009年度海外安全・パスポート管理促進キャンペーン (http://www.kaigai-anzen.jp/)



10月に内閣府が実施した「外交に関する世論調査」において、海外における日本人の安全確保や支援について、政府による保護や支援は必要と感じている回答者は全体のほぼ約9割を占めている。ただし、そのうち約4割の回答者が「できるだけ、個人又は派遣元企業・団体が各自の責任で対応すべきであるが、できないところは政府や大使館・総領事館が保護や支援をすべきだ」としており、自らの努力で危険を回避し、問題を解決しようとの意識も徐々にではあるが増加している。

外務省では、こうした国民の要請にこたえ、的確な支援を行うため、在外公館の支援体制の整備・強化を図っている。具体的には、在外公館の閉館時にも24時間緊急連絡が可能となる体制の構築を始め、海外の大規模災害に機動的に派遣できるように外部専門家を含む人員・資機材などの体制整備、全米・カナダ地域における邦人安否確認システム^(注2)の効果的運用、緊急情報通報システムの構築等を進めている。

また、より効果的かつ機動的に日本人への支援を行うために、外務省が主体となり、民間との連携・協力の下にセーフティ・ネットワークの構築を進め、官民の連絡協議会などを定期的に開催している。在外公館では、現地日本人組織や民間代表者との間で安全対策連絡協議会を定期的に開催し、安全対策に関する意見交換や情報共有を通じた連携を強化しているほか、海外に滞在している日本人を対象に、安全対策に資するテーマで講演会等を行っている。

さらに、近年、日本人が被害者となるテロ、誘拐事件が複数件発生しているため、1月、NGO関係者から、海外におけるテロ、誘拐対策についての相談を受ける「NGO海外テロ・誘拐対策相談電話番号」を邦人テロ対策室に設置したほか、7月に名古屋で「海外進出企業のための危機管理セミナー」を、2010年2月に東京で「第3回NGO海外安全セミナー」を開催した。

(注2) 海外版災害伝言サービスとして、2006年9月に全米(ハワイ、グアム、サイパン、プエルトリコ、米領バージン諸島を含む)及びカナダ地域を対象に運用を開始。全米・カナダ地域における大規模災害発生時に専用電話番号へ音声メッセージを登録することによって、日本人被災者及び家族等との間で安否確認ができるシステム。

(2) 領事サービスと日本人の生活・活動支援

イ 領事サービスの向上

海外在住の日本人の声を領事サービスの改善に反映させるため、在外公館の領事サービス利用者に対するアンケート調査を毎年実施している。2009年には142在外公館を対象に約9,700人の回答を得た。その結果、領事窓口や電話での対応については、75%以上が肯定的な回答である一方、比較的少数ながら否定的な回答もあること、改善すべき点（例えば、在外公館ホームページが充実しているとの評価は58%にとどまる）があることも明らかになった。引き続きアンケート調査を実施し、領事サービス向上に努める考えである。

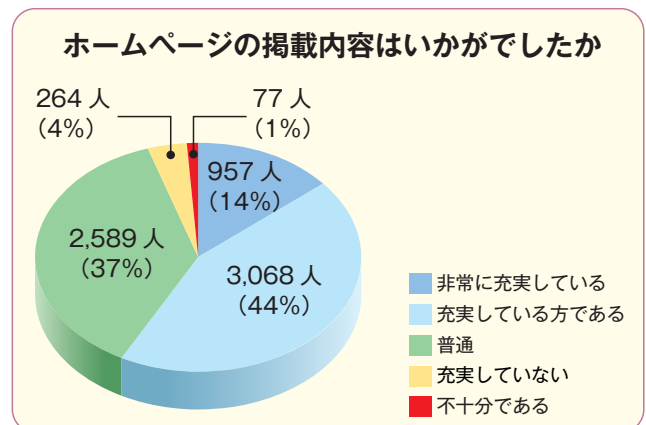
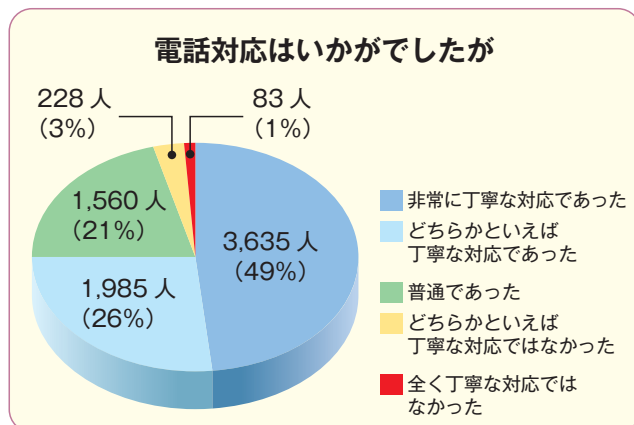
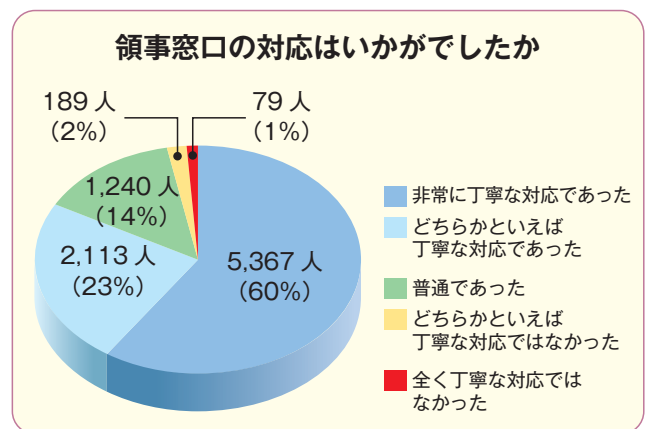
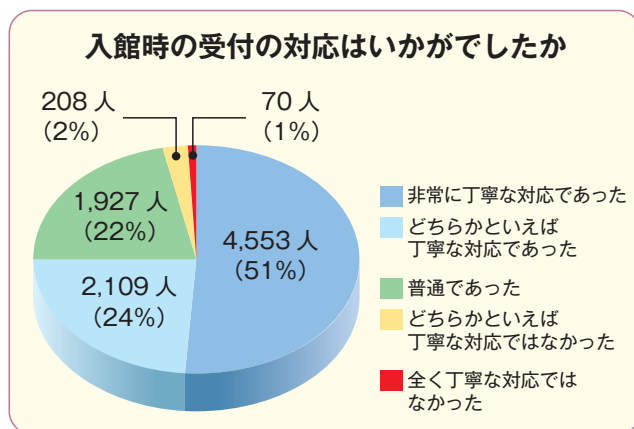
また、海外に滞在する日本人にきめ細かく親身なサービスを提供するため、領事業務量の多い一部の在外公館を対象に、民間企業等で海外勤務経験のあるシニア世代の人材を、

「領事シニアボランティア（領事相談員）」として派遣している。2007年度に派遣した10名に加え、2008年度に5名を追加派遣した。この制度は利用者から好評を得ており、今後も制度の維持・拡充に努めていく。

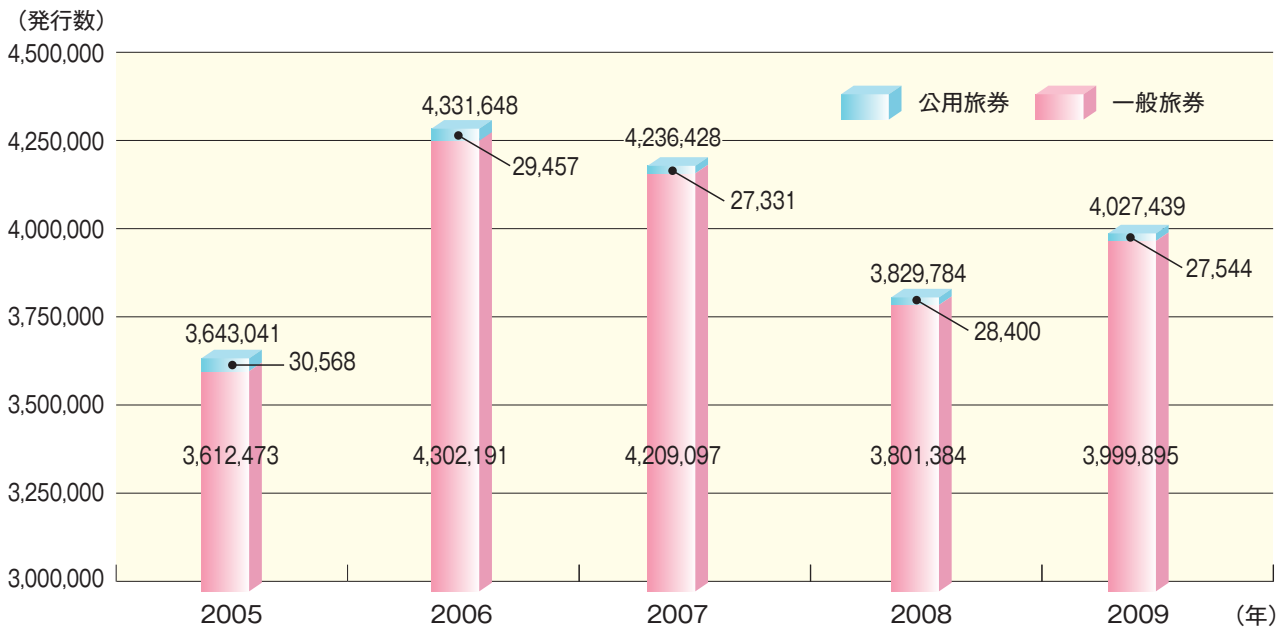
ロ 旅券（パスポート）に関する施策（IC旅券の発行と今後の課題）

2009年は、新型インフルエンザ（A/H1N1）の世界的な流行や長引く不況の影響から、海外渡航者総数は減少したが、円高や燃油サーチャージの削減により一部地域への海外旅行者数が増加したことにより、旅券発行数は前年と比較して増加し、日本国内では1年間に約400万冊のパスポートが発行された（次頁参照）。

領事サービス利用者へのアンケート調査結果（2009年）



日本国内におけるパスポート発行数の推移



(注)公用旅券には、外交旅券も含む。

日本では、2006年3月から、パスポートの偽変造や第三者による不正使用を防止するため、生体情報である顔画像を電磁的に記録したICチップを搭載したパスポート（IC旅券）を発行している。IC旅券は、12月までに累計約1,545万冊が発行され、有効な旅券の約50%を占めている（2009年12月現在）。

IC旅券の発行により、発行済みパスポートの写真の差し替えなどの偽変造によるパスポートの不正使用は困難となったが、その一方で、他人が本人になりすまして不正に申請、取得する事案が多発している（2006年67件、2007年112件、2008年112件、2009年87件）。犯罪者や不法滞在外国人がそのように不正取得した別人名義のパスポートを使って国内外を行き来し、あるいは国外逃亡をしたりしているほか、名義人の知らないところで消費者金融からの借金、犯罪収益の受皿として使用するための銀行口座の開設、あるいは携帯電話の契約が行われた事例等が報告されている。こうした犯罪を未然に防ぐためには、パスポートの申請・交付時に本人確認を更に徹底する必要があるため、2月に、各都道府県にある申請窓口において、なりすましによる不正取得防止のための審査強化月間を実施するなどパスポートの発給審査の強化に力を入

れている。

海外では、パスポートに顔画像のほか指紋情報を記録する国も増加している。2009年にはシェンゲン協定^(注3)加盟国のほとんどが指紋入りIC旅券を導入しており、その数は60か国を超えた。国際民間航空機関（ICAO）及び国際標準化機構（ISO）において、ICチップ搭載パスポートの一層の安全性強化や、ICチップに更なる機能を追加することが検討されているが、日本も、こうした国際標準策定活動に積極的に参加し、自国のパスポートに今後反映できる技術の採用に努め、日本のパスポートの更なる信頼性向上のために今後も引き続き努力していく必要がある。

八 在外選挙

1998年に在外選挙制度が創設されて以来、在外選挙は衆議院と参議院それぞれの比例代表選挙に限定されていたが、2006年6月の公職選挙法の一部改正により、2007年6月以降の選挙から、衆議院小選挙区選挙及び参議院選挙区選挙（これらの補欠選挙及び再選挙を含む）も対象となった。8月の衆議院総選挙の際には、初めて小選挙区選挙の在外投票が実施され、10月には参議院議員補欠選挙（静岡県及び神奈川県）も実施された。

(注3) 「シェンゲン協定」とは、ヨーロッパ各国において、共通の出入国管理政策及び国境システムを可能にする取り決めである。

海外で投票するためには、事前に在外選挙人名簿への登録を申請して在外選挙人証を入手する必要があるが、投票は在外公館投票、郵便等投票又は日本国内における投票のいずれかを自ら選択することができる。在外公館では、管轄地域在住の日本人を対象に、在外選挙制度の広報や公館所在地以外の地域への登録受付出張サービスを行うなど、制度の普及と登録者数の増加に努めている。

二 海外での日本人の生活・活動に対する支援

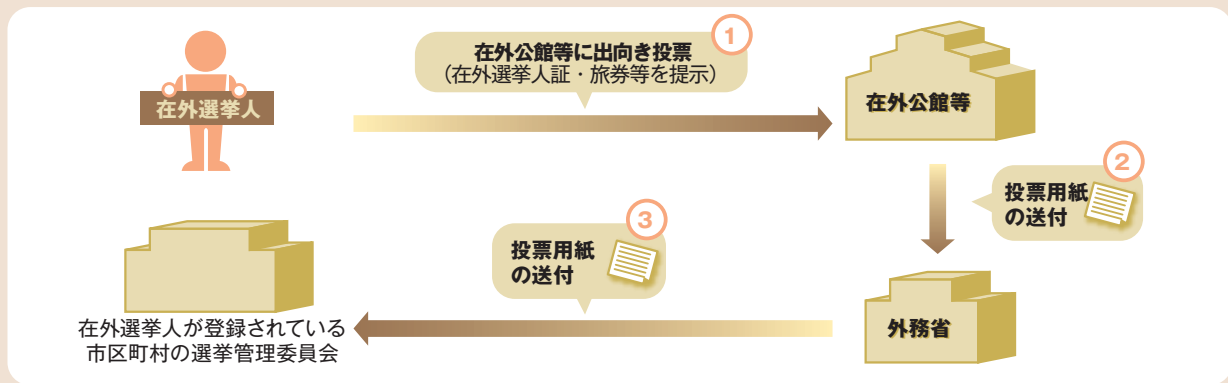
①日本人学校

海外で生活する日本人にとって、子供の教

育は大きな関心事の一つである。外務省では、海外でも義務教育相当年齢の子どもが、日本と同程度の教育を受けられるよう、文部科学省と連携して日本人学校への支援(校舎借料、現地採用教員謝金、安全対策費等の一部援助等)を行っている。また、主に日本人学校が存在しない地域に設置されている補習授業校(国語等の学力維持のために設置されている教育施設)に対しても、支援(校舎借料、現地採用講師謝金の一部援助等)を行っている。近年、海外在住の日本人の子ども数は増加傾向にあり、今後もこうした支援を継続・強化していく方針である。

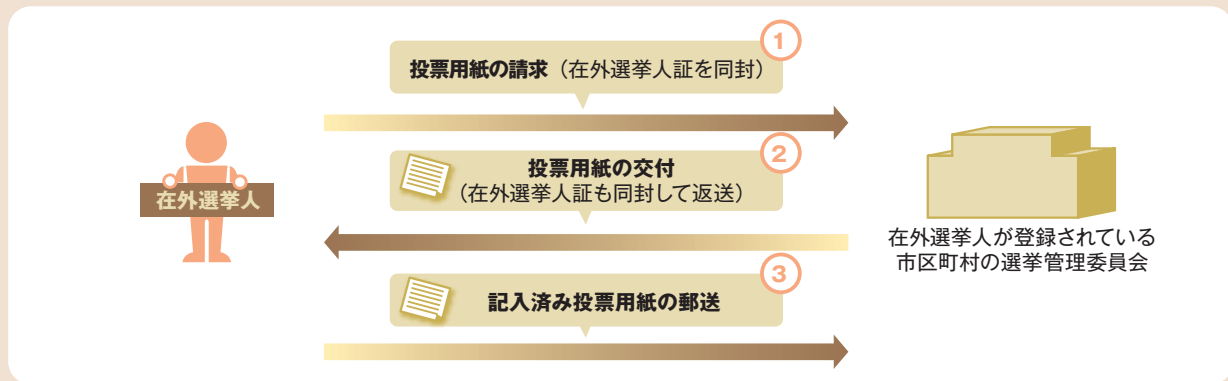
1. 在外公館投票

在外選挙人名簿に登録されている有権者は、投票記載場所を設置している在外公館(大使館や総領事館等)で、在外選挙人証と旅券等を提示して投票することができる(投票できる期間・時間は在外公館により異なる)。



2. 郵便投票

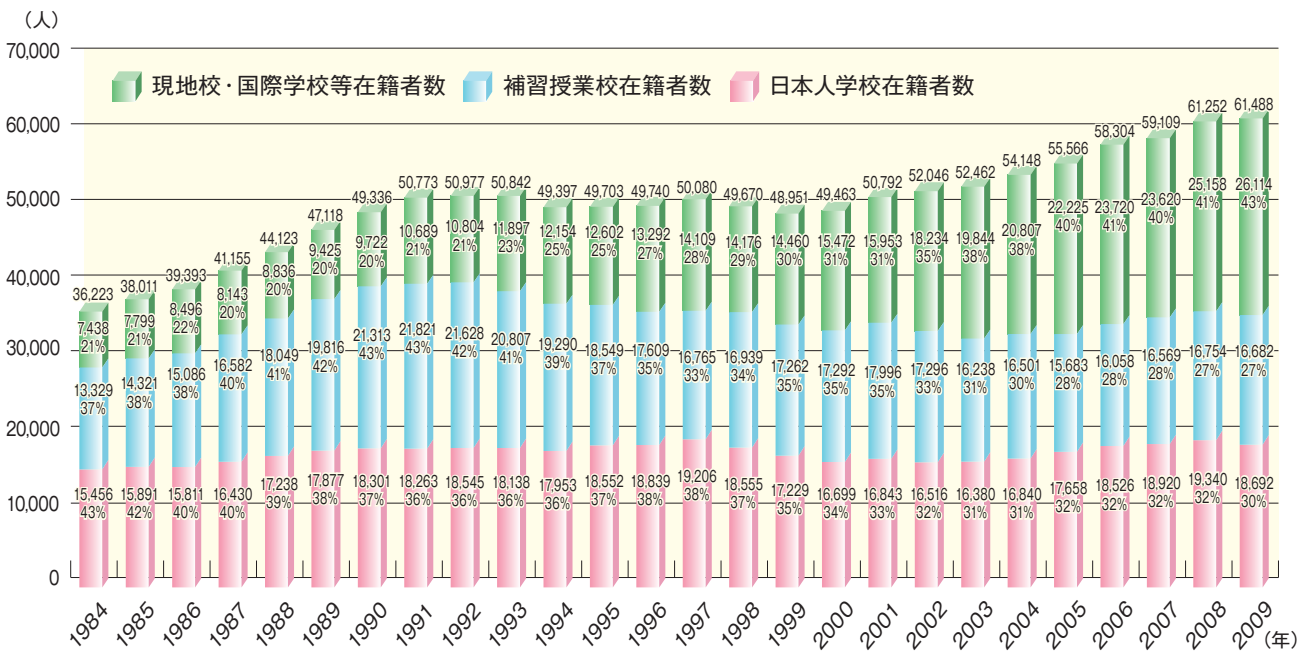
「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」を登録先の市区町村選挙管理委員会に送付して、あらかじめ投票用紙を請求し、日本国内の選挙期日における投票終了時刻(日本時間の午後8時)までに投票所に到達するよう、登録先の市区町村選挙管理委員会に送付する(※投票は公示日又は告示日の翌日以降に行う)。



3. 日本国内における投票

在外選挙人は、選挙のときに一時帰国している場合や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、国内における選挙人と同様の投票方法(期日前投票、不在者投票、選挙期日における投票)を利用して投票することができる。

海外における日本人の子どもの就学形態の推移



②医療・保健対策

外務省では、医療事情の悪い国に滞在する日本人の健康相談を実施するため、国内医療機関の協力を得て巡回医師団を派遣しており、2009年には24か国38都市に派遣した。4月に発生が確認された新型インフルエンザ(A/H1N1)については、在外公館を通じ、各国・地域における発生状況や医療体制等関連情報の収集と在留邦人に対する情報提供を強化している。

的には、EU諸国に対し、滞在労働許可や運転免許切替えに関する手続の迅速化・簡素化等を、米国に対しては、米国査証の米国内における更新手続の再開や各州運転免許制度の改善を働きかけている。これらの努力の結果、2009年には、スロバキア及びニュージーランドにおいて日本の運転免許保持者に対する試験免除が実現した。今後も同様の働きかけを行っていく方針である。

③その他のニーズへの対応

海外に在住する日本人高齢者が増加する中、外務省では、海外在住の日本人高齢者への支援として、現地日本人団体、ボランティア団体等による日本人高齢者の医療・介護問題等への取組（会議、セミナー、イベント等の開催や高齢者からの各種相談受付など）に対しては、在外公館が参加して助言するなどの側面的支援を行っている。今後さらに、海外に在住する高齢層の日本人の数は増加が見込まれることから、国内関係機関とも連携の上、支援の継続と強化を検討している。

また、在留邦人の滞在国での各種手続（滞在・労働許可、運転免許証の切替え等）の煩雑さを解消し、より円滑に生活できるようにするための取組を継続して行っている。具体



外務省作成パンフレット「海外で困ったら」

(3) 海外移住者や日系人との協力

日本人の海外移住の歴史は141年を数え、北米・中南米を中心として、全世界に約260万人（推定）以上とも言われる海外移住者及び日系人が居住している。移住者及び日系人は、政治、経済、教育、文化を始めとする各分野で各国の発展に寄与するとともに、日本と各居住国との「架け橋」として各国との関係緊密化に大きく貢献している。今後も両者に対する支援を行うとともに、若い世代の日系人とも交流や協力を図り、絆を深めていく方針である。10月には、(財)海外日系人協会の主催により、第50回海外日系人大会が開催され、21か国から約200人の移住者及び日系人の代表者が集まり、天皇皇后両陛下も御臨席になった。

約160万人の移住者及び日系人が居住している中南米諸国では、JICAとともに、移住者の高齢化に伴う福祉支援、日系人を対象とした日本国内への研修員受け入れ、現地日系人社会へのボランティア派遣等を通じた協力を行っている。

2009年は、ペルーへの日本人の移住と、ペルーに移住した日本人がボリビアへ転住してから110年に当たる年であり、6月に、両国で「移住110周年記念式典」が開催された。式典に御臨席された常陸宮同妃両殿下は、式典が行われたリマ及びサンタクルスに加え、ボリビアではオキナワ及びサンファンのの両移住地も御訪問になり、移住者及び日系人社会



ペルーの日秘文化会館内にある移住史料館を御視察される常陸宮同妃両殿下
(6月14日、ペルー・リマ 写真提供：ペルー日系人協会)



海外日系人協会主催歓迎交流会に御臨席され、移住者・日系人代表者と親睦・交流される天皇皇后両陛下(10月14日、東京・憲政記念館 写真提供：財団法人海外日本人協会)

の代表者と御懇談の機会を持たれた。また、ガルシア・ペルー大統領とモラレス・ボリビア大統領は、日本人移住者及び日系人の努力とそれぞれの国の経済発展への貢献について最大級の表現で賞賛し、日本との親善関係の更なる増進の希望を表明した。

ブラジルも、アマゾン地域の各地において、日本人アマゾン移住80周年を祝う記念式典が盛大に開催された。9月のトメアスー、ベレン及びマナウスにおける記念式典では、皇太子殿下が祝賀メッセージを发出されたほか、日本の要人の出席も得て、風土や環境が全く異なる厳しい地での日系人移住者や日系人の長年にわたる努力と貢献が賛えられた。

7月には、天皇皇后両陛下がカナダを御訪問になり、オタワ、トロント、ビクトリア、バンクーバーの各地において、永住者を含む在留邦人及び日系人代表者と御懇談になったほか、日系文化会館や日系人が入居する高齢者施設を御訪問になり、日系カナダ人のこれまでの経験と辛苦に思いを寄せられた。続いて同月、米国ハワイ州においても、両陛下は、在留邦人及び日系人代表者と御懇談になった。

なお、北米においては、米国及びカナダから日系人リーダーを日本に招へいするプログラムの実施や、日系人リーダーとの定期的な会合開催を通じて、北米に居住する日系人との関係強化を図っている。

2. 海外における日本企業への支援

(1) 日本企業支援の取組

外務省は、政府間での協議・交渉を通じたビジネス環境整備に加え、民間企業からの個別の照会や相談に応じるため、「日本企業支援窓口」を1999年からすべての在外公館に設置するとともに、2006年からは一部のアジア公館に「日本企業支援センター」^(注1)を設置し、現地の日本企業からの問い合わせや要望に積極的に対応している。例えば、現地の情報提供、人脈形成への協力を始め、必要に応じて現地政府に対する行政・司法手続の是正等に

関する申入れを行うとともに、ビジネス環境の改善・広報支援等種々の支援を行っている。

また、最近では、在外公館において日本企業との共催によるレセプションを開催するなど、在外公館施設を活用した日本企業支援にも積極的に取り組んでいる。具体例としては、日本企業の製品紹介のためのワークショップや展示会の開催、日本料理・日本酒の専門家による講習会の実施等、多彩な取組を行っている。

(2) 知的財産権保護の強化

模倣品・海賊版による被害は、技術革新等を妨げ、世界の経済成長に悪影響を及ぼすだけでなく、消費者の健康や安全までも脅かしている。日本企業も、海外市場における潜在的な利益の喪失を被るなど、深刻な悪影響を受けている。

このため、外務省では、知的財産戦略本部において毎年策定される「知的財産推進計画」に沿って、様々な機会をとらえて知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策に関する施策に取り組んでいる。例えば、2005年3月以降、すべての在外公館において知的財産担当官を任命し、模倣品・海賊版被害を受けている日本企業を迅速かつ効果的に支援することを目的として、日本企業への助言や政府への照会、働きかけなどを行っている。相

談内容は外務本省と共有され、必要に応じて二国間及び多国間協議(第3章第2節4.(4)「知的財産権保護の強化」を参照)の場で取り上げられるなど、外国政府への更なる働きかけが行われている。また、知的財産担当官の能力向上を図り、知財侵害対策をより一層深めるために、日本企業の模倣品・海賊版被害の多い地域を中心に知的財産担当官会議^(注2)を開催している。さらに、相手国政府職員向けに日本企業が主催する、知的財産権保護セミナーへの支援等の取組も行われている。

そのほか、模倣品・海賊版対策における開発途上国の政府職員等の能力向上を図るため、JICAを通じて、専門家派遣、研修員受け入れなど、技術協力を行っている。

(注1) 現在5公館(モンゴル大使館、タイ大使館、インド大使館、広州総領事館、ホーチミン総領事館)に設置。センター設置により企業からの照会、相談への対応を強化し、企業支援体制を一層充実させた。

(注2) 1月には、シンガポールでASEAN各国とインドの知的財産担当官を対象に、10月には、サンパウロで南米(アルゼンチン、ウルグアイ、チリ、ペルー、ブラジル、ボリビア)の知的財産担当官を対象にした知的財産担当官会議を開催した。

(3) 規制改革・ビジネス環境改善

日本は、諸外国との間で、規制改革についての対話・協議を行い、ビジネス環境整備や消費者利益の向上に努めている。

米国との間では、「日米規制改革及び競争政策イニシアティブ」の下、在米日本企業から寄せられる意見を踏まえて米国政府に対し要望を申し入れてきており、7月、8年目の対話の成果として日米両首脳への報告書が公表された。同イニシアティブを通じて、例えば、日本から米国の各州によって異なる保険監督・規制の問題点を指摘し、その調和・統一を要望してきたことに関し、6月にオバマ米国大統領が金融規制改革案を発表し、全米保険局の設置を提案するなど、一定の進展がみられた。

EUとの間では、1994年から「日・EU規制

改革対話」を開催しており、互いに規制改革及び規制協力に関する提案を交換し協議することにより、ビジネス環境の改善を通じた貿易・投資の促進を図っている。在欧州日本企業や関係団体等から広く募った意見を踏まえて、EUに対する提案を行っており、2009年は日本企業関係者の労働・滞在許可問題の緩和、非EU信用格付会社の拠点設置（LP）条件の緩和等に関して前進が得られた。

中国との間では、6月の「日中ハイレベル経済対話」等の協議の場において、知的財産の保護強化、ITセキュリティー製品の強制認証制度、鉱物資源の輸出規制の改善を含む、貿易投資上の諸課題に関する要望を中国側に提起し、協議を行った。

(4) 租税条約／投資協定／社会保障協定／経済連携協定（EPA）

各条約・協定の締結交渉に関する2009年の進捗は、第3章2節4.「国際経済分野の法秩序」を参照。

イ 租税条約

経済のグローバル化の進展に伴い、日本企業や投資家による国際的な経済活動の規模が拡大する中、それらの企業や投資家が、より制約の少ない経済活動を展開できる環境を整備する必要性が高まっている。日本は以前から二重課税の回避等を目的とする租税条約を各国と締結しており、投資交流を促進するという観点から租税条約ネットワークの更なる拡大を図っている。

ロ 投資協定

投資協定をこれまで以上に積極的に推進し、戦略的に活用していくため、2008年12月に官民合同で立ち上げた対外投資戦略会議については、計4回の中南米、中東、アフリカ、中・東欧等の地域別の連絡会議を通じて、投資協定の締結・改正を含めた投資環境整備に関する問題点を整理し、2009年9月に第2回会合を開催した。同会議は、投資協定締結・

改正を戦略的に進めるなど、投資促進を官民で包括的に検討していく枠組みとして引き続き活用される予定である。

ハ 社会保障協定

社会保障協定は、保険料の二重負担の問題や保険料掛け捨ての問題等の解消を目的とする協定である。社会保障協定の締結は、海外に進出する日本の企業や国民の負担を軽減し得るものであり、相手国との間の人的交流や経済交流を一層促進すること等にかんがみ、相手国の社会保障制度の成熟度や日本にとっての必要性も踏まえつつ、今後も優先度の高い国から順次締結交渉を行っていく考えである。

ニ 経済連携協定（EPA）

日本が締結しているEPAには、協定全般を扱う合同委員会や、ビジネス環境改善等の分野ごとの多くの小委員会の設置が規定されており、海外に進出している日本企業の要望などを踏まえて、EPAの活用、運用改善に取り組むとともに、定期的に協定の運用状況について見直すこととなっている。

COLUMN

観光地ハワイにおける日本人の安全・安心のために

皆さんは、「ハワイ」と聞くとどのようなイメージをお持ちでしょうか。青い空と青い海、ビッグ・ウェーブでサーフィンを楽しむ若者、大型ショッピング・センターでのショッピング。また、ビーチ・サイドのバーやクラブでのエキサイティングなひととき等々、ワイキキの街は夜遅くまで賑わっており、明るい南国のリゾート地そのままのイメージではないでしょうか。確かに、年間110万人を超える日本からの観光客が訪問するハワイはリゾート地の王道を行くようなところであり、街行く人々の満面の笑顔も輝いています。

しかし、その一方で観光客を狙った犯罪者の目が光っていることも事実です。ひったくりや置き引き、ホテルの客室侵入盗、レンタカーの車上荒らし、恵まれない人への寄付を装った詐欺などの被害に遭われた日本人観光客は少なくありません。これらの犯罪はビーチ、ショッピング・センター等の観光地に集中しており、明らかに観光客がターゲットになっています。

私が勤務する日本総領事館には、パスポートを盗まれた日本人の方が、毎日のように「帰国のための渡航書」の手続のため来訪されます。パスポートを盗まれると、この手続のため相当の時間が必要であり、予定どおりに帰国できなくなることもありますので、特にパスポートの管理は重要です。

ハワイは全米の中で最も治安の良いところの一つに挙げられており、確かに注意をしていればそれほど怖いところではないのですが、旅行中の解放感でつい注意をおろそかにしてしまいがちです。治安の良いハワイでも、日本国内とは違うということを肝に銘じ、「単独行動は控える」、「貴重品を持ち歩かない」、「荷物から目を離さない」、「パスポートをなくさないようしっかり管理する」などの基本的な注意を忘れないようお願いいたします。そうすれば、皆さんのハワイ旅行は充実した楽しいものになることでしょう。



領事シニア・ボランティアの男性(中央・左)とホノルル総領事館領事部において

(在ホノルル総領事館 領事 しんどうり 新通 昌徳)